

八戸市農業委員会 4 月総会議事録

日時：令和6年4月12日（金）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 欠	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 欠	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 22 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主幹 柏村 幸、主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、加藤農業委員、内沢農業委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 14 号、令和 6 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、馬場会長職務代理者、上村推進委員、三浦推進委員及び橘推進委員が当事者となっている事案がございます。 馬場会長職務代理者におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。 また、上村推進委員、三浦推進委員及び橘推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、阿達福壽委員の御発声に続いてお願いいたします。
阿達委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は春先の御多用の中御出席いただきましてありがとうございます。

令和6年度事務局に新しいメンバーを迎えスタートいたしております。皆様には地域計画作成のための目標地図、答案づくり等、地域の話し合いが重要になり一層の活動をお願い申し上げます。それでは、本日の記事につきましても、慎重に御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 坂本 俊之 委員、2番 澤向 敏一 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

在家委員

在家から報告いたします。去る3月27日、中村農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号11番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3 条 11 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 2 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。受人は相続税の納税猶予の適用を受けておりますが、影響はありません。その他、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、軽トラック 2 台、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂委員

赤坂から報告いたします。去る 3 月 27 日、森光男農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 12 番と番号 13 番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人の住所、氏名、年齢、及び渡人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 12 番、13 番

番号 12 番と番号 13 番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、受人は代理人が、渡人は番号 12 番は本人が、番号 13 番は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大、渡人は、番号 12 番は離農のため、番号 13 番は労力不足のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。

申請地における受人の作付計画は、いずれも水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和 4 年 12 月に田を規模拡大のため取得しております。

申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。

農業経験は16年で、地域農業への影響はありません。

年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人です。

農機具保有状況は、乾燥機2台、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

岩崎委員

岩崎から報告いたします。去る3月27日、中村農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号14番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

申請地2筆のうち、面積3.06㎡の畑の現況が道路となっておりますが、耕作用の通路として利用されているため、農地法施行規則第29条第1号、農地転用の制限の例外に該当しております。

また、今後も耕作用の通路として利用するため、その旨が記載された確約書が提出されております。

3条14番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、キャベツ、ネギ、ニンジン、ゴボウ、トウモロコシです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、申請地と受人の居住地が隣接しているため0m、耕作道はありませんが、受人所有の宅地と雑種地を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

ん。世帯員は男１人、女４人で、うち農業専従者は女１人、兼業者は男１人、女３人です。農機具保有状況は、管理機１台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

村上委員

村上から報告いたします。去る３月２７日、森光男農業委員と市庁本館地下会議室Ａにおいて、番号１５番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

３条 １５番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。申請者の過去３年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約１５ｋｍ、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は８年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男２人、女３人で、うち農業専従者は男２人です。農機具保有状況は、トラクター５台、乾燥機４台、汎用コンバイン３台、自脱型コンバイン２台、田植機１台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

会長

次に、日程第 3、議案第 14 号、令和 6 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場会長職務代理者は退室をお願いいたします。

(馬場会長職務代理者退室)

会長

それでは、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 14 号、令和 6 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権 設定件数は、賃貸借 15 件、使用貸借 4 件の計 19 件となっており、借り手及び 貸し手の人数につきましては、借り手 10 名、貸し手 19 名で、利用権設定面積は、合計 88,813 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、馬場会長職務代理者が関係する事案を説明いたします。

利用集積 1 番～ 3 番

番号 1 番から番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、

番号 1 番は 10 年間使用貸借、番号 2 番は 5 年間、番号 3 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 2 番は年間総額 9,000 円、番号 3 番は年間総額 5,100 円でございます。

公告年月日は、令和 6 年 4 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

馬場会長職務代理者の入室をお願いいたします。

(馬場会長職務代理者入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

引き続き、事務局の風張から御説明いたします。

利用集積 4 番、5 番

番号 4 番と番号 5 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 4 番は 10 a 当たり年間 8,000 円、番号 5 番は 10 a 当

	たり年間 4,000 円でございます。
利用集積 6～11 番	番号 6 番から資料 4 ページの番号 11 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 6 番と番号 10 番は 5 年間使用貸借、番号 7 番から番号 9 番と番号 11 番は賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 7 番は水利費、番号 8 番、番号 9 番及び番号 11 番は 10 a 当たり年間白米 60 k g でございます。
利用集積 12 番	番号 12 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。 資料の 5 ページをお開き願います。
利用集積 13 番	番号 13 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
利用集積 14 番 、15 番	番号 14 番と番号 15 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 14 番は年間総 10,000 円、番号 15 番は年間総額 12,000 円でございます。
利用集積 16 番	番号 16 番、利用権の種類及び内容は、ミニトマトと水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 47,000 円でございます。
利用集積 17 番	番号 17 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 18 番	番号 18 番、利用権の種類及び内容は、長ねぎを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 43,000 円でございます。 資料の 6 ページをお開き願います。
利用集積 19 番	番号 19 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年 4 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。 公告年月日は、令和 6 年 4 月 18 日を予定しております。 以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 15 号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、八戸市長より協議のありました、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを御説明いたします。

資料の 7 ページをお開き願います。変更内容は農用地除外 1 件でございます。資料の 8 ページと合わせて御覧ください。

番号 1 番、申請者及び変更申請地の所在地番、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。変更理由は防音壁設置のためでございます。申請地につきましては、八戸市立轟木小学校から北西側約 1.5 k m に位置し、市道に接続しており、周囲は田及び鉄道用地に囲まれております。農用地利用集積計画に含まれていないことから、農用地等の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。事業計画面積につきましては、事業内容及び土地利用計画からみて相当であると思われまます。被害防除措置につきましては、雨水排水は雨水受材により、既存の高架線

上に集水させる計画となっております。他法令の許可等の有無及びその見通しにつきましては、開発協議不要、埋蔵文化財届出不要となっております。農地区分につきましては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当し、第 1 種農地となりますが、不許可の例外の土地収用法により土地を収用することができる事業に該当いたします。農地転用許可の見込みにつきましては、許可相当と判断されるものと思われます。当該変更に係る意見でございますが、懸念される点は見られず、農業委員会業務における支障はないものと認められることから、意見は特になしとして差し支えないものと考えられます。よって裏面に記載の意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画の変更について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告を

お願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分でございます。資料の9ページをお開き願います。権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料9ページの番号34番から資料15ページの番号53番までの計20件となっており、権利取得事由は、資料10ページの番号37番は持分放棄、その他は相続となっており、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料12ページの番号43番と資料13ページの番号45番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

相続等 34 番～53 番

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の3月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

	申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4 条 2 番	番号 2 番、転用目的は貸駐車場でございます。 続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 20 番	番号 20 番、転用目的は店舗 1 棟、共同住宅 1 棟建築でございます。
5 条 21 番	番号 21 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5 条 22 番	番号 22 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 23 番	番号 23 番、番号 24 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 25 番	番号 25 番、転用目的は貸駐車場でございます。 次ページを御覧願います。
5 条 26 番	番号 26 番、転用目的は駐車場でございます。
5 条 27 番、28 番	番号 27 番、番号 28 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 29 番	番号 29 番、転用目的は貸駐車場でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 8、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 3 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 14 番、15 番

番号 14 番、番号 15 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 16 番

番号 16 番から資料 25 ページの番号 20 番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 6 年 4 月 18 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 9

次に、日程第 9、報告第 20 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。

この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 3 月分でございます。

資料の 27 ページをお開き願います。

この届出は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び同法施行規則第 29 条に規定され

ているものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

制限例外 1 番

番号 1 番 転用目的は農業用倉庫 1 棟及び車庫 1 棟建築でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 05 分)